

株式会社キャリアメイク 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する（次世代育成支援対策推進法）。

1. 計画期間 令和5年4月1日～ 令和10年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内にて男性社員の育児休業を1人以上取得し、女性社員の育児休業の取得率を50%以上にする

<対策>

- 令和5年 4月～ 全社員に対し、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和8年 4月～ 育児休業希望者に対する職場復帰等の具体的な内容を講習

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均で10日以上にする

<対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇制度の周知をする
- 令和7年 4月～ 年次有給休暇の利用が進まない原因を調査・検討
- 令和9年 4月～ 年次有給休暇の促進に向けて、講習を実施